

定額減税調整給付金(不足額給付金)のご案内

不足額給付金とは令和6年度に定額減税しきれない方と見込まれる方を対象に実施した調整給付金の支給額に不足が生じた方へ、今年度追加で支給するものです。

支給対象者

- ① 次の要件をいずれも満たす方
 - 令和6年分所得税、令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
 - 税制度上、「扶養親族等から」外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方、合計所得が48万円超の方
 - 低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方
- ② 定額減税しきれないかつ、調整給付金の支給額に不足または未支給で低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

- 例
- 個人事業主の事業専従者で自身の課税状況が所得税、住民税ともに非課税の方が世帯内に個人事業主がいることで低所得世帯向け給付の対象とならなかった場合
 - 住宅借入金控除で所得税控除したかつ、住民税への控除がなかった方の一部

手続きの流れ

- ① 支給申請書が届いた方(令和7年8月20日付けで通知している方)

支給申請書に必要事項を記入し、証明書類等とともに、令和7年9月30日までに羽幌町へ提出してください。

- ② 自ら申請が必要な方

申請書、その他関係書類の提出が必要ですので羽幌町ホームページをご参照いただくか、お問合せください。

提出期限: 令和7年9月30日

申請方法: 直接持参または郵送(必着)

- ※ 令和7年1月1日時点で羽幌町に住所があった方および羽幌町から令和7年度住民税が課税されている方は、羽幌町に申請する必要があります
- ※ 令和7年1月1日時点で羽幌町外に住所のあった方は、令和7年1月1日の時点で住所のあった市区町村へ申請する必要があります

支給金額は対象者によって異なります。詳細については羽幌町ホームページをご覧ください。

また、定額減税の詳細は国税庁や総務省のホームページをご覧ください。



羽幌町ホームページ



国税庁ホームページ



総務省ホームページ

お問合せ 財務課税務係 ☎ 68-7002(係直通)